

令和 8 年 6 月 3 0 日
東大阪市行政管理部人事課

職員の懲戒処分関係資料

1 被処分者

市民生活部 部次長級職員 (57 歳)

2 処分日

令和 8 年 6 月 3 0 日

3 処分の程度

停職 3 か月

4 概要

被処分者は、令和 8 年 5 月 22 日午後 9 時頃、飲食店において居合わせた本市職員に対し、肩、脇腹及び後頭部を複数回殴打し、さらに退店しようとする相手の腕を強く掴むなど、度を越した有形力の行使により身体的被害を生じさせた。このことは、全体の奉仕者として、また法を遵守し、高い倫理意識を求められる公務員としてあるまじき行為であり、管理職である被処分者の行為による影響は極めて大きく、東大阪市職員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる行為であり、地方公務員法第 33 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するため、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する。